

第2回古平町議会定例会 第1号

平成29年6月20日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 同意第 1号 副町長の選任について
- 5 議案第30号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 6 議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第33号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第34号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第35号 平成28年度（繰越）古平中学校校舎外壁改修工事請負契約の締結について
- 11 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 12 同意第 2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 同意第 3号 古平町農業委員会委員の任命について
- 14 同意第 4号 古平町農業委員会委員の任命について
- 15 同意第 5号 古平町農業委員会委員の任命について
- 16 同意第 6号 古平町農業委員会委員の任命について
- 17 同意第 7号 古平町農業委員会委員の任命について
- 18 同意第 8号 古平町農業委員会委員の任命について
- 19 同意第 9号 古平町農業委員会委員の任命について
- 20 同意第10号 古平町農業委員会委員の任命について
- 21 平成28年 アイヌ政策に関する取組のお願いについて（ご要請）
陳情第10号 （総務文教常任委員長報告）
- 22 陳情第 6号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する陳情
- 23 陳情第 7号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める請願
- 24 陳情第 8号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願
- 25 陳情第 9号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める請願
- 26 陳情第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

について

- 27 一般質問
- 28 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 29 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 30 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 31 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 32 議員の派遣について

○追加議事日程

- 1 意見案第 4号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書
- 2 意見案第 5号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書
- 3 意見案第 6号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書
- 4 意見案第 7号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書
- 5 意見案第 8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書
- 6 意見案第 9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○出席議員（10名）

議長10番	逢見輝統君	1番	木村輔宏君
2番	堀清君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	池田範彦君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君	
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君

教 育	長	成 田 昭 彦	君
総務課	長	藤 田 克 禎	君
企画課	長	細 川 正 善	君
財政課	長	三 浦 史 洋	君
民生課	長	五 十 嵐 満 美	君
産業課	長	宮 田 誠 市	君
建設水道課	長	高 野 龍 治	君
会 計 管 理 者		白 岩 豊	君
教育次	長	和 泉 康 子	君
総務係	長	松 尾 貴 光	君
財政係	長	人 見 完 至	君

○出席事務局職員

事務局	長	本 間 克 昭	君
議事係長兼総務係長		小 澤 浩 二	君

開会 午前 9時58分

○**議会事務局長（本間克昭君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。
ただいま議員 10 名全員が出席されております。
説明員は、町長以下 12 名の出席でございます。
以上です。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。
ただいま事務局長報告のとおり 10 名全員の出席を見ております。
よって、定足数に達しております。
ただいまから平成 29 年第 2 回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2 番、堀議員及び 3 番、真貝議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る 6 月 16 日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る 6 月 16 日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日 6 月 20 日から 21 日までの 2 日間とするものであります。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

6 件ほど上がっております陳情ですが、総務文教常任委員会に付託されておりました平成 29 年陳情第 10 号については、常任委員長より採択の結果が出ています。陳情第 6 号から第 10 号については、委員会付託を省略し、本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出するものといたします。

続いて、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は 1 件 3 回まで質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会での決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

○**議長（逢見輝統君）** 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月20日から6月21日までの2日間にしたいと思いますこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月20日より明日6月21日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成28年度平成29年5月分、平成29年度平成29年5月分の例月出納検査結果、平成29年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 平成29年古平町議会第2回定例会の開催に際しまして、本来であれば肉づけ予算を編成し、私の町政執行に対する所信を申し上げるところでございますが、当町における平成29年度予算は本町においても過去最高額となる年間執行分が既に措置されておりますので、この場で町政執行の方針を述べることはできませんことをご了承願います。

しかしながら、本定例会は私が町長に就任後、初めの定例会でございますので、今後4年間の町政運営、まちづくりについての基本的な考え方を述べさせていただきますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご承知のとおり、本町を取り巻く環境は、歯どめのかからない人口減少や少子高齢化の進行などさまざまな課題に直面しております。このような中、古平町でいつまでも暮らしたいという町民の思いを受け、町民のため、古平町のために何かをなし遂げたいとの思いから町長選に立候補し、無投票当選という栄に浴させていただきました。多くの町民の皆様のご支援をいただき、おかげをもちまして古平町長として町政のかじ取り役を担当させていただくことになりましたが、私に寄せられました期待と責任の重さを考えますと、本当に身の引き締まる思いでございます。

それでは、町政運営を進める上での考え方でございますが、基本的には、本間前町長の政策を引き継いで進めていこうと考えております。その際には、前町長時に策定いたしました第5次古平町総合計画が私が選挙時に掲げる4つの方針と基本的な考え方と合致しておりますことから、この総合計画に沿いながら、各種施策の展開を図ってまいります。

具体的には、まず1点目として古平町は漁業の町であります。漁業の発展なくして古平町の経済が成り立たないことは言うまでもありません。古平町は、これまでもウニなどの育てる漁業に取り組んできましたが、これをさらに充実させ、基幹産業の漁業や水産加工業の安定化に取り組んでいきたいと考えております。また、沿岸の磯焼け対策を兼ねた海づくりを、漁業者と一緒に考えていきたいとも思っております。

2点目でございますが、古平町は高齢化、それに伴って少子化が深刻となっておりますので、子供たちから高齢者までが生き生きと暮らせる町にしたいと考えております。そのためには、これまでも取り組んできた医療や福祉などの諸施策を継続して実施したいと考えております。現在の人口減少社会では一つの町で行政サービスを充足させるのは大変難しく、これからの行政のあり方としては、北後志地域やより広い地域でサービスを維持していくために市町村の垣根を超えたネットワークの強化が必要であると思っております。特に医療に関しては、現在の小樽市までの2次医療圏に加え、平成年度に小樽・余市間の高速道も開通予定であることから、3次医療圏として札幌市との連携も必要になると考えております。

3点目といたしまして、生活基盤の整備でございますが、道路や住宅、上下水道の整備はもちろんのこと、昨今はこれまでに経験したことのないような災害が多々発生しております。防災対策に終わりは無いと思っておりますので、防災備蓄品や災害に直面した際の体制強化を計画的かつ継続的に行っていくことを考えております。それとともに災害時は自助や共助が基本となるという考え方を町全体に浸透させていこうとも考えております。今年度から基本設計を始める新庁舎の建設も防災基盤整備の一つとして、シンプルで使い勝手のよい施設にしたいと考えております。

4点目として、健全な行財政の推進を進めてまいります。古平町は財政面では決して裕福な自治体ではないと思っておりますので、各施策に対して短期と中長期の新たな目標を設定し、それぞれを拡充・継続、要改善、縮小、廃止などに分類、評価しながら、身の丈に合った財政運営をしてまいりたいと考えております。まずは、地域や役場のリーダー的存在をつくる人材の育成を進めていきたいと考えております。

最後に、これからは議員の皆様や町民の皆様とのコミュニケーションを図り、いろいろな角度からご意見をいただきながら、将来に向けてのまちづくりに知恵を絞っていく所存でございますので、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、私の町長就任のご挨拶とさせていただきます。

それでは、本題の行政報告に入らせていただきます。

まず、総務関係について申し上げます。

北海信用金庫古平支店土地・建物購入事業は古平町への所有権移転登記までは完了しております。今後その利用について検討してまいりたいと考えております。

また、庁舎建物の配置計画、平面・構造・設備計画等について基本的な考え方をまとめた庁舎基本設計委託業務は発注方法等を検討の上、7月に発注を予定しております。

続きまして、企画関係について申し上げます。

毎定例会ごとに報告しているふるさと納税でございますが、平成28年度の寄附額が5億1,047万7,000円で対前年41.5%増、寄附件数が4万96件で対前年59.9%増とともに大幅な増でありまし

たことをご報告いたします。

平成 29 年度においては、これまでの寄附額のおおむね 5 割程度を返礼品にしておりましたが、本町としては制度の健全な発展や本来の趣旨から通知内容を重く受けとめ、当初は 8 月 1 日から 3 割実施を予定してきたところでございますが、委託業者においては既に 29 年度の返礼品を見込んで原料の在庫を抱えてしまっているため、在庫状況などを検討した結果、11 月 1 日から正式に実施すると決定したところでございます。

次に、去る 5 月 8 日に後志総合開発期成会の総会が開催され、平成 28 年度に向けた後志地域の発展のためのさまざまな提言、要望がまとまったところでございます。

私は運輸部会、逢見議長が水産部会に属して、この提言、要望をもとに 5 月 24 日に小樽、後志、26 日には北海道開発局、北海道庁などの札幌要望を行い、6 月 1 日に各省庁等への中央要望を行ったところでございます。具体的な事業をまとめた後志地域開発予算市町村要望事業を添付しておりますので後ほどごらんになっていただきたいと思います。

6 月 5 日、本年 1 月 26 日に北後志 6 市町村長で設立いたしました「高速で行こう！！」北しりべし地域魅力発信協議会の第 2 回会合が開催され、今年度の事業計画や収支予算が承認されました。今回の会合から関係市町村の商工団体や産業団体などが参加し、古平町からは古平町商工会、古平町観光協会及び東しゃこたん漁協が構成員となったところでございます。

6 月から 10 月上旬にかけて各市町村で開催されるイベントなどに出展し、北海道横断自動車道余市インターの開通を PR することとしております。

次に、防災関係でございますが、第 1 回定例会後の 3 月 3 日に平成 28 年度第 2 回古平町防災会議を開催し、土砂災害防止法及び水防法の一部改正などを踏まえて、本町の地域防災計画の修正や道が本年 2 月に公表した日本海沿岸の津波浸水想定報告を行ったところでございます。

津波浸水想定では、これまでの推計よりも代表地点で最大水位が 2 メートルから 3 メートル程度高くなるとシミュレーションされておりましたが、地域防災計画で指定している避難場所には浸水の可能性はないという結果でありました。しかし、これに安心することなく、防災対策に終わりはないという考えのもと継続して進めていきたいと考えております。

次に、広報関係でございますが、町の人口や産業、行財政などの状況をまとめた町勢要覧を平成 40 年以来、8 年ぶりに改訂するよう 5 月 16 日に作成業務を契約したところでございます。開町 50 年記念事業などでも配布できるよう、来年 3 月完成を予定しております。

続きまして、税財政関係について申し上げます。

去る 5 月 31 日をもって出納整理期間が終了いたしましたので、次の表のとおり平成 28 年度の各会計決算見込みが確定いたしましたので、報告いたします。

一般会計の歳入歳出差引額が 9,900 万円の黒字となった要因を最終予算と比較した場合でございますが、歳入では予算比 1 億 6,600 万円の減収、歳出では予算不用額 2 億 6,500 万円などとなっております。

次に、平成 29 年度の賦課状況についてご報告を申し上げますが、個人町民税の納税通知書につきまして、特別徴収分を 5 月 15 日に、普通徴収分を 5 月 17 日にそれぞれ発布したところであり、その調定内容は次表①から④に記したとおりでございます。

本年度の個人町民税は、当初調定額で対前年比19万2,000円減、率で4.1%の減少となっております。また、固定資産税は土地は評価がえ第3年度に当たり、変動が少なく、家屋は新築7棟、増築1棟あり、滅失が24棟ありましたが増加、償却資産は新規0社、廃業2社で増加に転じております。なお、都市計画税は家屋の伸びの影響で増加しております。また、軽自動車税は課税台数の減少により軽4輪等の13年経過重課対象台数が若干ふえたものの、台数の減少により微減しております。

続きまして、民生関係について申し上げます。

平成28年度に引き続き平成29年度においても、低所得者世帯及び多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の特定教育、保育施設に係る利用者負担額の国の基準が改正され、保護者への軽減措置がさらに拡充されることとなりました。また、北海道においても、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するため、新たに独自の補助事業が実施されております。本町においては、これまでも子ども・子育て支援施策の一環として国の基準を上回る軽減を行っておりますが、今回の法令改正に合わせて軽減方法を国同様に拡充し、さらに3歳未満児の第2子以降を無料化し、道の補助事業を利用するため保育料改正に係る条例案を提案しております。詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

昨年、待機児童が最多で6人まで発生したふるびら幼児センターみらいについて、年度が切りかわって2カ月以上がたっておりますが、4月1日以降、幸いにして待機は発生していない状況でございます。入所退所の異動はほぼ毎月あり、零歳児の定員は満たしているものの、1、2歳児は定員に余裕がありクラス内としては昨年の飽和状態から比較して、落ちついた状況が保たれているようでございます。しかし、依然として保育士は不足しており、今後も安全な保育環境を維持するため、保育士の確保に力を注いでいく所存でございます。また、昨年度補正予算をいただき、修繕工事を行った旧ミーティングルームでございますが、開放的な空間となり、サークルも活用しながら有意義に利用しているところでございます。

次に、国民健康保険税について、昨年に引き続き2割、5割の軽減対象世帯の拡充を行うため、所得判定基準の改正を行うものでありまして、去る6月5日に古平町国民健康保険税審議会に諮問したところであり、諮問どおりの答申をいただいております。なお、詳細につきましては上程の際にご説明申し上げますので、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。平成年度のごみ焼却施設の運転状況と北後志リサイクルセンターの受け入れ状況がまとめられ、ごみ焼却施設における6市町村の受け入れ総量4万153トンのうち、古平分は全体量の1.74%、697トンの搬入で、前年比0.06%減となっております。また、北後志リサイクルセンターの資源物の受け入れ量総量73トンのうち、古平分は117トンで前年比3.5%の増となっております。

続きまして、保健福祉関係について申し上げます。

まず、介護予防事業の推進についてでございますが、本年4月から市町村事業へ移行した新しい介護予防・日常生活支援総合事業の利用者については、現在のところ制度移行期間中ということもあり1名にとどまっているところでありますが、制度完全移行時期である本年度においては、町民の不安や混乱が生じないよう慎重かつ丁寧な対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者施設等における安心、安全の確保についてでございますが、平成27年に発生した長崎市の認知症グループホーム火災を契機にスプリンクラー設置が義務化され、元気プラザ及び町立診療所においても、昨年12月に開催された定例議会で実施設計委託業務費用の承認をいただいたところであります。このたび整備手法や事業費が確定いたしましたので、予算の組み替えをすべく補正予算を計上しておりますので、上程の際にはご審議いただきたいと思います。

次に、地域医療の推進について申し上げます。

昨年5月、町立診療所として診療を開始した海のまちクリニックも1年が経過したところであり、年々減少傾向にあった外来患者も診療開始から本年3月までの累計9,968名の方が受診しており、平均25年度と同等の受診者数となっている一方、医療スタッフの中途退職や社会的な医療従事者不足、それから入院病棟を休止しており、現在法人において医療スタッフの充実に努力している最中でありますので、事情ご理解願いたいと思います。

また、当該入院病棟を利用した短期入所療養介護事業についても、現在スタッフ教育や許認可手続きを取り急ぎ進めているところでございます。

なお、本年3月、診療所内の冷暖房設備が運転停止状態となり、調査の結果、漏えい箇所不明によるガス漏れが原因と判断し、現在応急的にガスを充填し、暫定運転を行ってございますが、漏えい箇所を調査する検査費用が40万円以上となること、メーカーによる部品提供補償期間から4年が経過していることを勘案し、冷暖房設備全体の更新をすべく補正予算計上しておりますので、事情ご理解願いたいと思います。

次に、春期住民セット健診について申し上げます。

5月14日から15日の2日間、文化会館と漁港会館の2カ所で実施した春の住民健康診査に係る結果については別表に取りまとめておりますが、受診者数は昨年同時期と比べ8名少ない25名の町民が受診されており、基本、特定健診の結果では異常なしの比率32%と相変わらず低い状態でありますので、ぜひとも指導や精密検査を受けられるようお願いいたします。

また、特定健診の結果につきましては、受診者5名のうち男女合わせて該当者が16名、予備群が7名の合計23名、うち特定保健指導対象者は動機づけ支援が3名となっており、それ以外の方は現在治療中なので、特定保健指導の対象外となっているところであります。この結果、古平町のメタボの状況は、該当者については男性、女性ともに全国水準を上回っております。また、予備群については、男性、女性ともに全国水準を下回っている状況となっております。

なお、事後指導については医師、保健師、栄養士による健診結果説明会を6月22日から23日までの2日間で実施する予定となっております。

続きまして、産業関係について申し上げます。

最初に農業関係であります。今春は雪解けが早かったものの4月中旬から下旬にかけて低温や強風が続いたため作物の生育状況が心配されましたが、現在のところは例年並みで推移しております。また、水稲の作付につきましては、5月25日に田植えが始まり、6月2日に終わったところであります。本町の特産品でありますハウスイチゴの収穫につきましても特に天候の影響もなく順調に出荷されております。

次に、国が行っている経営所得安定対策では、担い手農家の経営の安定化に向け、とりわけ本町につ

きましては米について、需要に応じた生産の促進と水田農家の全体としての所得向上により農家経営の安定を図るため米の直接支払交付金が平成6年産米から10アール当たり7,500円に半減されており、これは平成29年度産米をもって時限措置の最終年度となりますが、これについて継続されているところでございます。

また、昨年6月に本町で畑作を中心に新規就農された農業者に対し、就農直後の経営確立を支援するための補助金の交付が決定されたことで、今定例会の補正予算にも農業次世代人材投資事業に伴う予算を計上してございますので、上程の際にはよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

次に、林業関係に移ります。山林などで起きる林野火災の発生は、雪解け後の4月から5月に集中していることから、去る4月24日に古平町林野火災予消防対策協議会を開催し、林野火災の発生状況や予防策を確認するとともに、4月21日から5月31日までを強調期間として林野火災の予防に努めてきたところでございます。

次に、水産関係であります。東しゃこたん漁業協同組合古平地区の平成28年度の水揚げでございますが、数量では対前年比289トン増の3,474トン、金額では約5,700万円増の13億1,000万円となり、主な要因といたしましてはカレイ、ヒラメの魚価安やサケ、エビの不漁があったものの、全国的に水揚げが少なかったスルメイカが豊漁であったため高値で取引されたことが考えられるところでございます。

また、東しゃこたん漁業協同組合古平地区浅海漁業部会が主体となって例年実施しておりますウニ種苗放流事業につきましては、知内産エゾバフンウニの人工種苗5万粒を中間育成するため、去る5月12日に古平漁港内の静穏域に設置した育成かごに収容したところであり、今後種苗の状態や水温を監視しながら、7月上旬を目指していると聞いております。

さらに、同組合では5月30、31日の2日間で島牧村から搬入されたサクラマス稚魚6万匹を、6月5日には羽幌町から搬入されたニシン稚魚4万匹を放流しており、今後の来遊を期待しているところでございます。

次に、国直轄事業であります古平漁港の整備であります。今年度はみなと公園前のマイナス4メートル岸壁150メートル分の屋根の補修と丸屋根岸壁からみなと公園まで550メートルの道路改良が予定されておりまして、マイナス4メートル岸壁の補修工事は今月から施工されております。

また、道路改良につきましては、7月から施工が予定されております。

さらに、道の日本海漁業振興緊急対策事業の一環として平成27年度から実施しておりますウニ海中養殖事業でございますが、今年度は身入りが改善したウニを東しゃこたん漁協祭で販売し、さらには漁協直売所横のコンテナ食堂での販売も計画している状況であり、これら取り組みへの支援を強化してまいります。

次に、観光関係であります。日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の平成28年度の利用者数につきましては、対前年比1.6%減の6万994人とほぼ横ばいで推移しているところであり、本町にとっては数少ない観光施設の一つでもあることから、今年度においても閑散期の割引回数券の発行や積丹半島ブルーラインキャンペーンに協賛するなど、広域的な集客体制の構築を進めてまいります。なお、ことしで6回目を迎えるふるびら温泉しおかぜ夏祭りにつきましては、来る8月5日の土曜日に実施する予定

と伺っており、指定管理者ともさらなる創意工夫を重ねながら集客に努めてまいり所存でございます。

また、家族旅行村とあいランド広場パークゴルフ場につきましては、両施設とも去る5月1日にオープンし、日本海ふるびら温泉「しおかぜ」を含むこれら町の観光関連3施設の5月期の利用状況は、それぞれ例年並みで推移しております。

一方、5月10日には古平町観光協会の通常総会が開催され、今年度の事業計画等と任期満了に伴う役員改選が行われております。

さらに、去る6月11日には、ことし第1回目の東しゃこたん漁協祭が開催されましたが、互いに連携し合いより多くの協賛参加出店をいただきながら集客の拡大を目指すべく、今年度も9月までの計4回の開催を計画しているとのことでございます。

飛ばしまして、続きまして建設水道関係について申し上げます。

本町に関係する平成29年度の国が行う公共工事の概要を申し上げます。国発注済み工事は、次の表のとおりでございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、北海道で行っている工事ではありますが、平成29年度の事業概要は次のとおりでございます。

まず、1つ目といたしまして、古平川流下阻害解消工事は海洋センター付近の左岸側において築堤工150メートルを施工する見込みで8月の発注を予定し、古平大橋上流部の掘削30メートルも9月に予定されております。

2つ目として、丸山川砂防工事でございますが、堰堤工1基を施工する見込みで8月の発注を予定しております。

上記以外の北海道で行っている工事については、次の表にあるとおりでございます。

次に、古平町が実施する工事でございますが、既に発注済みの工事等に係る契約状況と進捗率及び今後発注予定の工事等につきましては次のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願いたいと思っております。

最後に、教育関係について申し上げます。

去る6月12日に第1回の古平町総合教育会議を開催し、当町における教育現場での現状と課題などについて報告を受け、今後の教育課題について教育委員会と協議、意見交換を行ったところでございます。

また、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第3条に規定する基本的な方針を参酌し、教育の振興に関する施策の大綱を策定するにあつては平成29年6月開催の第1回総合教育会議において第2期教育振興基本計画、第5次古平町総合計画、第3次古平町社会教育中期計画、子ども・子育て支援事業計画をもって大綱にかえることに決定されており、今後においても目標や施策の根本となる大綱について継承することといたしました。言うまでもなく、教育はまちづくりの基本となる人材を育てるという将来への投資でもあり、町民の意向を尊重しながら教育委員会とより一層連携して今後も国の教育振興基本計画を踏まえ、本町の実情に応じて教育、学術、文化の振興に関する施策の発展、充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（成田昭彦君） 日ごろ議員皆様には、本町の教育行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し心より感謝申し上げます。

平成 29 年第 2 回古平町議会定例会の開催に当たり、教育行政報告をさせていただきたいと存じますので、お聞き取りを願います。

学校教育関係では、3月15日に古平中学校の卒業証書を授与された3年生の公立高校の合格発表が17日にあり、19名の卒業生の進学先は次のとおり決定いたしました。

4月3日に中学校校長を含め7名の転入教職員の辞令交付式を行い、4月6日に小中学校の入学式が挙行され、新1年生は保護者初め多くのご来賓の方々、教職員に見守られる中、緊張した面持ちで入場し、新入生紹介では担任から名前を呼ばれて元気に返事をしておりました。小学校名、中学校11名の新入生を迎え、古平小学校児童数10名、普通教室6学級、特別支援教室2学級、通級指導教室1学級の全9学級、古平中学校生徒数39名、普通教室3学級、特別支援教室1学級で新年度を順調にスタートすることができました。

教職員については、育児休業の教員も職場復帰し、昨年度に引き続き中学校で初任者巡回指導教諭が加配措置されたことから、小学校5名、中学校13名と学習面において理解が不十分な児童生徒の個別指導を目的に町独自採用の特別支援教育支援員4名並びに英語指導助手で平成29年度の学校、学級経営に当たってまいります。

平成 29 年度の各学年の児童生徒数、担任については次のとおりであります。

平成 19 年の北海道公立高等学校適正配置計画に基づき、余市、古平、仁木商業高等学校が統合され新たに単位制総合学科余市紅志高等学校として平成29年4月に開校され7年が経過しましたが、近年における少子化の影響で入学者が年々減少傾向になり、北後志の行政、関係機関、PTA、地域住民等が一丸となり、今後のあり方を考え、学級数の確保を図ることを目的に、4月4日に北後志の首長、教育長が集まり、（仮称）北海道余市紅志高等学校のあり方を考える会設立準備会が開かれ、去る6月13日に正式に設立され、今後9月に道教委から示される平成30年度配置計画への2間口維持に向けた要望活動に取り組んでいくことが確認されました。

毎年4月に行われている全国学力・学習状況調査は、小学6年生と中学3年生を対象に4月18日に全国一斉に国語、算数、数学の調査が行われ、本校でも小学生2名が欠席しましたが33名の児童生徒が受験しました。調査結果については、8月下旬に文部科学省から都道府県別に公表される予定であり、それを受けて道教委では14管内別に平均点が生活状況調査結果の公表を行うと伺っており、本町の結果公表についても2月28日開催の教育委員会において決定された平成29年度全国学力・学習状況調査に関する実施方針の調査結果の公表及び配慮等に基づき行ってまいります。

中学校では、5月9日から12日にかけて各学年の旅行的な行事が行われ、特に3年生の修学旅行は今年度から往復飛行機利用となり、2泊3日の日程で東北方面へ出かけ、仙台市内での自主研修を初め気仙沼での震災学習ではガイドさんから当時の様子を聞いたり復興の今を見てきて生徒たちには忘れられない修学旅行となりました。

新たに教科化され、平成 30 年度より使用する小学校、特別の教科道徳の採択に当たっては、5月

22日に第1回第4地区教科書採択教育委員会協議会を開催し、役員の選出や調査委員会委員の選定を行い、今後8月4日を目途に採択する予定となっております。それ以外の教科書については、小中ともに本年度と同一の教科書を採択するよう取り進めてまいります。

5月27日と6月4日にそれぞれ予定されていた小中学校の運動会、体育大会が雨天のため、それぞれ28日と6日に延期して実施され、小学校では時折小雨が降るあいにくの天気の中、多くの保護者や地域の方々の声援を受けながら、個人競技や団体競技に一生懸命取り組み、練習の成果を発揮することができました。また、中学校は平日の開催となり、保護者の観覧が少なく寂しい感もありましたが、子供たちは記録更新や学年対抗競技に真剣に取り組んでおりました。議員の皆様には、お忙しい中ご来場いただき、子供たちへの激励ありがとうございました。

学校給食関係では、平成29年度の学校給食運営協議会を5月22日に開催し、本年度においても給食費1食当たりの単価は据え置きすることとし、古平産米の提供を初め、より多くの地場産物を取り入れた給食の提供に努め、子供たちへの生きた教材として食育の推進を図っていくことが確認されました。

次に、生涯学習、スポーツについて申し上げます。

青少年教育並びに高齢者教育の一環として実施している少年少女わんぱく王国とたけなわ学級の開講式を4月29日に海洋センターで行い、その後第1回目の事業として合同で海洋クラブ主催のクリーンキャンペーンに参加し、今後それぞれ10回程度の事業を行ってまいります。

集中した学習環境の提供と生涯学習の立場から、児童の学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的に、毎週木曜日に行っている放課後ふるびら塾を今年度も5月8日に開校し、41名の登録があり、退職校長2名の方を講師に迎え指導いただいております。これが家庭学習や基礎学力の向上につながっていくことを強く期待するところであります。

5月26日に本年度第1回目の社会教育委員会議を開催し、本町の社会教育における課題や進むべき方向性を明らかにして、社会教育の推進の指針とすべき第4次古平町社会教育中期計画策定を委員長宛てに諮問し、その後策定委員会が設置され、今後青少年部会、成人、文化部会、施設、体育部会、共通部会の領域別に現状、問題点、課題についての話し合いがなされ、来年2月を目途に取りまとめ答申する予定と伺っております。

4月15日に古平野球スポーツ少年団の結団式が行われ、本年度も積丹町との合同チーム4名の選手がそれぞれことしにかかる抱負を述べておりました。なお、一番大きな大会となる全道少年野球大会後志予選会が6月24日から26日までの3日間、倶知安町を主会場に行われ、1回線は京極町運動広場で東陽野球スポーツ少年団と午前11時から対戦します。

議員皆様のご理解をいただき、本年度から予算計上させていただきました公設スポーツクラブ運営事業ふるびらスポーツクラブにつきましては、子供たちが健康で明るく活力ある生活を送るため、運動を習慣化し、意欲的に取り組むことができるよう、さまざまなスポーツに親しむ機会を創出することを目的に、去る5月20日に33名の幼児、小学生と27名の保護者の方々が参加し、体験会及び保護者説明会を開催し、33名の児童全員から入会申し込みがあり、6月7日に第1回目のカリキュラムを4グループに編成して行い、今後週2回、年間0回実施してまいります。これが将来子供たちの体力、運動能力の向上、健康的な体や心の育成、さらには社会適応や認知的能力の発達につながっていくことを

期待するところであります。

6月1日に海洋センタープールがオープンし、当日無料開放しましたが、あいにく肌寒い天候で利用者はまばらな状態でした。本年度においても、プールを活用した健康教室を初め、児童対象の水泳教室の開催など期間中有効に活用してまいります。なお、開放期間は9月30日までを予定しております。

6月12日に新町長と教育委員会の第1回総合教育会議を開催し、大綱の位置づけにあっては従来の計画を継承することとし、本町の教育の現状や協議、調整事項について意見交換を行い、教育施策の方向性について共有することができました。

教育委員会の所管する全ての外郭団体が平成9年度の総会を終了し、それぞれの団体活動が展開されてまいります。教育委員会としても、教育行政執行方針に基づきながら、昨年度以上に学校教育、社会教育、文化、スポーツ活動の充実を推進してまいりますので、議員皆様方のお力添えを賜りたくお願い申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（逢見輝続君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 同意第1号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、同意第1号 副町長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（貞村英之君） ただいま上程されました同意第1号 副町長の選任について提案理由をご説明いたします。

本件につきましては、5月31日任期満了の副町長田口博久氏の後任として、古平郡古平町大字浜町417番地8、佐藤昌紀、生年月日、昭和38年4月22日、満54歳が適任と考え、地方自治法第62条の規定により副町長に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第1号 副町長の選任について同意を求める件を採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

（副町長 佐藤昌紀君着席）

再開 午前10時50分

○議長（逢見輝統君） ただいまから会議を再開いたします。

佐藤昌紀副町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○副町長（佐藤昌紀君） まず初めに、副町長の選任に際し、議員皆様のご同意をいただきましたことに心よりお礼を申し上げます。

貴重なお時間をいただき、一言ご挨拶させていただきます。

先ほど町長より重責を仰せつかり、改めて身の引き締まる思いでございます。人生経験、社会的常識行政運営センス、どれ一つをとってもまだまだ未熟者でございます。さまざま課題が山積している本町の行政運営に身をささげる覚悟でおります。一日でも早く町長の右腕となれますよう日々研さんの上、古平町民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めたいと思っております。議員皆様におかれましては、今まで以上に叱咤激励いただけますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎日程第5 議案第30号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第30号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第30号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

まず、大きなものとしましては、行政報告にもありましたように元気プラザ、診療所のスプリンクラーの工事費のそれぞれの科目への組みかえ、また2点目としましては診療所の冷暖房設備の予算を追加する、2,220万円余りの金額を追加するのが大きなものとなっております。歳出につきまして23件、歳入につきましては11件の補正のお願いでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,153万4,000円を追加し、総額を43億3,347万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額等につきましては、第1表、4ページ、5ページにお示ししております。また、地方債の変更もございますので、第2表、7ページにお示ししてございます。

それでは、事項別明細の歳出のほうからご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。2款1項6目企画費、既定の予算に38万円を追加して、4,945万5,000円とするものでございま

す。内容としましては、需用費、修繕料を新しく設けさせていただきます。内容、2点ございます。町内にある案内板、公共施設をこちらの方向ですよというように示している案内板がちょっとぐらついてきたということで、強風時に危険ということで、それを修繕するものでございます。場所は、浜町の小野寺商店の沢江側30メートルほどにある公共施設の方向板ですね、どちらに行けば温泉がありますよとかという、そういう示しているものです。また、もう一カ所が新地の平野電機さんの前にある公共施設の案内板です。そこがちょっとぐらぐら揺れているということで、もう直してございます。金額9万8,000円。また、2点目としましては、テレビの共同受信施設の修繕です。場所は、浜3の奥のほう、あいランド広場の手前側、具体的には本間千枝さんのほうでテレビが映らなくなったということで調査しましたところ、テレビの受信の施設に破損が見つかったということで、ケーブルをメーター張りかえるというものでございました。小田嶋さんのアパートからパークゴルフ場の間50メートルを張りかえたものでございます。28万2,000円ということで、38万円追加させていただきます。

次に、7目電算管理費、既定の予算は7万5,000円を追加して、4,105万3,000円とするものでございます。委託料、1点目、社会保障・税番号制度システムの整備委託料 万6,000円増ということで、当初予算で障害者の福祉システムの関係で見落とししておりましたので21万6,000円追加させていただきます。2点目、財務会計システムの改修業務委託料、新しく設けてございますこれにつきましては、地方公会計制度で8年度の決算データを税率標準形式に合致させるために必要になるもの、財務会計、伝票とか予算を立てるための支出ですが、その改修経費を盛り込んでございます。

3款1項2目地域福祉センター費、既定の予算は80万1,000円を追加して、1,374万6,000円とするものでございます。工事請負費、排煙窓の交換工事、入札を行いました。不落到終わりましたので、再見積もりをしまして、この金額増額するものでございます。

続いて、3目元気プラザ管理費、既定の予算は235万1,000円を減額して、4,002万9,000円とするものでございます。工事請負費、スプリンクラーの設置工事です。まず、当初予算では元気プラザのほうに工事請負費、全体金額、531万1,000円を見てございました。昨年度の実施設設計が終わりましたので、工事費が精査できたということと、それぞれ診療所の部分もございますので、元気プラザの部分と診療所の部分のスプリンクラー工事費を分けたものでございます。元気プラザにつきましては、枠外の括弧書き2,996万円というものでございます。

次に、12目障がい福祉費、既定の予算は21万6,000円を追加して、4億2,375万7,000円とするものでございます。障がい者福祉システムの改修委託料ということ21万6,000円、これにつきましては財源としまして全額国費でございます。内容としては、ことしの4月に報酬の改定がございました福祉介護職員の処遇改善加算がございましたので、それに対応させるための改修でございます。

続きまして、4款1項2目保健事業費、既定の予算は27万9,000円を追加して、1,988万6,000円とするものでございます。備品購入の節を新しく設けさせていただきました。体重計です。現在ございます乳幼児用の体重計、計量器の検査で今回不合格になりました15年以上前に買ったものと聞いておりますので、新しいものを1台買うということです。タニタ製の高精度ベビースケールというもので1台購入する経費でございます。20節、未熟児養育医療給付金、当初予算では（聴取不能）ございま

したが、4月に未熟児に該当するケースが（聴取不能）ました。ということで、8日間入院しましたので、その入院に係る公費の負担分ということで合計19万9,000円になるような補正でございます。

続きまして、5目医療対策費、既定の予算4,601万円を追加して、2億,608万2,000円とするものでございます。スプリンクラーの工事費、診療所部分をこちらに移しかえてございます。備品購入につきましては、1点目、電動式昇降式平行棒の購入ということで新しく設けさせていただいております。診療所のほうで短期入所の療養介護事業を行う予定でございますので、その設置基準にあります平行棒を購入するものでございます。下の冷暖房設備（エアコン）購入費222万2,000円、行政報告にもございましたように、まず2階部分の設備はもう全然不能でございます。ことし3月7日に1階部分の…1階と2階、完全に系統が分かれているようなので、1階部分も3月7日に停止したと、ガス漏れしたということで緊急処置はしてございますが、15年経過しているということで修理ができないということでございますので、新しいものを購入する予定でございます。予定としては、ダイキン製の室内機が15台、室外機が3台ということで聞いてございます。続いて19節です。北海道社会事業協会小樽病院の周産期医療の支援の負担金ですが、内容としましては婦人科の外来と助産師の外来の経費で協会病院さんの収支が赤字の場合にそれに支援するというものでございます。前年度決算に合わせて翌年負担するというものでございます。昨年の収支の赤字が約60万円ということで、ほとんどの部分は小樽市さんが払うのですけれども、北後志5町村でも負担してございます。5町村がそれぞれ4,000円ですか、昨年度が4万,000円負担して、残りを小樽市さんが40万円ほど負担するというものでございます。

続いて、6款1項3目農業振興費、既定の予算150万円を追加して、179万2,000円とするものでございます。行政報告にもございましたように、新しく就農なさる方に対する支援でございます。農業の次世代の人材投資ということで、基準としましては就農者45歳未満の方、45歳未満の新規就農者に対して年間最大150万円を交付するものでございます。最長5年間交付するという制度になってございます。これにつきましては、国の間接補助150万円ということで財源を見ております。町におきましては、昨年の6月に農地を取得された方が30代の男性が1人ございましたので、この方に交付するものでございます。

ページめくって、14ページ、15ページです。7款1項5目家族旅行村運営費、既定の予算100万6,000円を追加して、243万6,000円とするものです。指定管理料をふやします。ことしの雪で旅行村の中の外灯が3基破損しまして、またテレビの受信アンテナも破損してございますので、その部分の修繕費用を上乗せする形でやりたいと思っております。外灯3基の取りかえ8万3,000円、テレビ受信アンテナの修理で16万3,000円ということで、合計100万6,000円でございます。

続きまして、8款2項1目道路維持費、既定の予算に6万円を追加して9,708万4,000円とするものでございます。17節を新しく設けました。新地群来線の用地の購入費を新しく設けてございます。温泉のほうで北海道の事業で丸山川の砂防事業を実施してございますが、そちらのほうで用地処理をする必要がありまして、新地群来線に絡む敷地の部分も買収できそうなので、その部分の用地購入費をのせております。相手は1名で、1平米当たりの単価は100円として計算してございます。

続きまして、9款1項1目消防費、既定の予算187万3,000円を追加して、2億,056万円とする

ものでございます。組合への負担金です。

18 ページ、19 ページをお開きください。まず、非常備消防費、団員さんの部分でございますが、需用費と備品購入費を（聴取不能）ものでございます。具体的には、新人の団員さん6人分の被服費と団員の活動服とか制服とか靴、キャップ、制帽とか、6人分の費用を持ってございます。団員さん、4月1日に6人、新入団員が入った。6月、今月も2名入団しましたので、合計現在65名です。8人入ったのですけれども、2人分は当初予算に見込んでございますので、差し引き6人分の被服費等を盛り込んでおります。それとともに、不足している防火衣1着分の経費を見てございます。

続いて、4目の消防施設費です。暖房機の購入費5万5,000円、消防庁舎の1階事務所で暖房2台ありますけれども、1台が故障しました。建ててから3年経過でそのまま使っていたということで、部品等もございませんので、FF式の石油ストーブを1台購入する経費でございます。コンクリート壁あけますので、この経費も入っていますので、金額25万円ということでございます。

ページ戻りまして、14 ページ、15 ページです。10 款3項1目は、起債の関係で30万円の財源更正でございます。体育館の外壁改修の起債の関係でございます。

4項1目給食運営費、既定の予算に29万3,000円を追加して、1,309万7,000円とするものでございます。修繕料29万3,000円です。給食センターの、まず2つ故障しております。スチームコンベクションオーブンの蒸気漏れがありまして、結果的に扉のパッキンとかプレートの取りかえに要する経費またオーブンで熱したものを急速に冷やす真空冷却機というものがありまして、一時温度が下がらない状態になったので、関連する部品の交換でございます。対応は終わっております。

続いて、6項2目海洋センター費、既定の予算に18万4,000円を追加して、1,840万7,000円とするものでございます。ひとまず20万円減らしまして、19節の負担金を29万7,000円ふやしております。内容は、海洋性レクリエーションの指導員の養成研修ということで、臨時の職員1名出しております。沖縄県の本部町、そちらのほうでのインストラクターの養成研修の経費を見てございます。当初旅費のほうで全部見ておりましたが、向こうに払う負担金がわかりましたので、それを計上させていただきまして、旅費の部分も減らすものでございます。研修期間は37日間ぐらいと聞いております。

15 節、海洋センター前の車庫設置工事請負費を新しく設けてございます。これにつきましては、まずB&Gのほうの公用車としまして1台、日産の電気自動車を3年間無償リースで受けております。それで、野ざらしにしておくのはあれということで、カスケードガレージを建てたいと思っております。道に向かって駐車場の左側、芝生の部分ですね、余り邪魔にならないような形で建てたいと考えております。カスケードガレージと、あと電気自動車ですので充電設備、そういうものを地下を通してやる予定でございます。

続きまして、7項1目文化会館管理費、既定の予算から59万2,000円を減額して、959万円とするものでございます。賃金と委託料で公務補の関係、文化会館の管理の関係でございます。昨年文化会館の管理の部分を民間委託しております。会館の公務補さん、町バスの運転とかで出払うときの管理などを委嘱しておったのですけれども、どうもこれが非常に不便であります。会館の使用も申し込み変わったりしますので、それに対応するために業者委託で、来てもらうのは何日前に申し込まなければならないというのがありますので、非常に不便ということで、それを委託でやれると。そして、賃金欄に

ございますように代替の臨時公務補として町内のお二方の確保のめどがつかしましたので、委託にかえて賃金で会館の管理をしていただくと。その上の行の臨時公務補賃金は、現在の公務補さんの時間外の部分をふやしております。23万円、町バスで出たときの時間外や冬場の通学路の除雪で時間外が発生した部分を若干ふやさせていただきました。文化会館管理に万全を期したいと考えてございます。

続きまして、歳入8ページ……

○議長（逢見輝続君） 説明途中ですけれども、ここで25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時23分

○議長（逢見輝続君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（三浦史洋君） （録音なし）

交付決定通知が5月30日にありまして、この金額となっております。

2目民生費補助金、既定の予算に21万6,000円を追加して、721万7,000円とするものでございます。障害者の総合支援事業費補助金を新しく設けました。歳出のうちシステム改修費の全額でございます。

続きまして、14款1項2目衛生費負担金、既定の予算に4万8,000円を追加して、4万9,000円とするものでございます。未熟児養育医療費の部分で道の負担割合が4分の1ということでございます。

2項4目農林水産業費補助金、既定の予算に50万円を追加して、684万7,000円とするものでございます。歳出でご説明しましたように、新規就農者の部分の経営の補助金、全額というか、~~最~~50万円ということでございますので、その部分の全額が補助金でございます。国の補助金でございますけれども、道を経由して町に届くものでございます。6月1日にこの事業計画が承認になりまして、補助金の割り当ての内示がありました。

続きまして、17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に2,600万円を追加して、2億6,600万円とするものでございます。今回の補正の増額に見合うための財源手当てでございます。

続きまして、19款4項2目雑入、既定の予算に16万2,000円を追加して、2,218万2,000円とするものでございます。その他収入で財政調整させていただきます。

10ページ、11ページです。20款町債の部分でございます。それぞれ3本ございますけれども、過疎債です。スプリンクラーの歳出予算を組み替えしましたので、それぞれ元気プラザ分と診療所分の起債の金額を増減させていただきます。中学校の体育館の外壁の改修につきましては、（聴取不能）のほうに届けてございますが、振興局のほうの判断であ130万円ふやしてもいいという判断をいただいておりますので、増額させていただきます。

あと資料としてスプリンクラーの配置図等、あと冷暖房設備の配置図を配付してございますので、ご参照願います。

以上、提案理由の説明でございますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○2番（堀 清君） ページ数が13ページなのですけれども、節が19節なのですけれども、国からの補助金が出るということで本当に結構なことなのですけれども、先ほど課長の説明で5年間最大出るという説明もらったのですけれども、今回のケースは5年間出るのか、それとも単年度で終了なのかそこら辺説明願います。

○産業課長（宮田誠市君） お答えします。

今回のケースにつきましては、まず1年目の29年度として150万の交付決定内示がなされています。それで、2年目、3年目、4年目、最高5年間もらえるわけですが、2年目以降につきましては前年度の所得に応じて150万円を上限として（聴取不能）。ちなみに、町内の農家の方々の所得を見ますと、一見所得で100万円を超えているような農家は少のうございます。予定からいきますと、5年間掛ける150万が補助金として交付されるような予定にはなっております。

○2番（堀 清君） 新しく就業するという形の中で結構土地代だとかそういうのは格安で購入はしているのですけれども、経過的にはやっぱり計画としては（聴取不能）等々の施設をやりたいと、そういうような現状なのですけれども、それはあくまでも他町村の実例なのですけれども、町自体も結構な補助金を出している自治体等々もあるのですけれども、そこら辺はどのようにお考えですか。

○産業課長（宮田誠市君） お答えします。

町独自で単独で補助どうのこうのということは、現時点では考えてございません。

○2番（堀 清君） やっぱり結果的に当事者の先般の会議等々の中でしゃべっていたのですけれども、別なところでは結構な補助金等々が出されている。けれども、当町の場合は何もないのだと。急な形の中で言っていましたので、そこら辺はきちっとした形の計画を立てながら、最低でもそういう形の方々を呼び寄せるといふことに対しては、最後はそういう財務の補助というのも結構大事なところできますので、そこら辺のものを計画しながら実行してもらいたいと思います。

答弁はいいです。

○8番（高野俊和君） それでは最初に、ただいま堀議員からも質問ございましたけれども、この制度は古平町が審査をして、その方を決めるということなのだろうと思いますけれども、これは農家として（聴取不能）けれども、国とか町からの、例えば作付などの指定みたいなものはあるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） この制度については、認定農業者に認定されなければならないということで、町が推薦したら、国はお金出す、道はそういう指導する、推薦するという形の計画を立てて、道のほうに認定してもらわなければならないと、役割分担がしっかりできた制度でございますので、その制度につきましては市町村の役割としては推薦して、ある程度計画をつくってやると。それを道に提出して計画認定していただいて、認定農業者であると。その上で補助金という形にたどり着くものと、そういう制度と認識、記憶が合っていれば多分そういうことだと思うのですが、先ほど堀議員言われていた町の単独補助ということも、この5年間なら5年間の計画の中で隘路とかそういう、こういう場合は古平町としてはほかの町と違ったものが出てきたとか、そういう場合は検討させていただきたいと思いますが、なかなかこの制度全て網羅されているものでございますので、5年間というものがございまして

その経緯を見守って、困ったこと、隘路等があればご相談していただければ、原課のほうで検討した上で対応していただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○8番（高野俊和君） もう一点ですけれども、15ページの文化会館の管理業務委託料なのですけれども、現在の臨時公務補も入っていると思っておりますけれども、これは必要に応じて人員を入れるということなのでしょうか。それとも、1年間の契約をしているものなのでしょうか、それだけ聞きたいと思っております。

○教育次長（和泉康子君） 今のご質問なのですが、委託料の20万7,000円につきましては、昨年からうちの管理人、バスの運転免許があるということで、町バスの運転に5月から10月従事するという予定でしたので、委託契約を結びまして、必要な時間だけを出勤していただくという形をとっております。1年経過したときに、うちのほうで手始めに計画を出したり、その都度会館の利用についてやりとりが発生していましたので、それだったら自前で代替ということで今回組みかえたものですが、今回の代替公務補につきましても現在の管理人がバスの運転等で不在の場合に代替の管理人を出勤してもらおうという形でございます。

○8番（高野俊和君） そうしたら、必要に応じて頼むということで、年間何日と決まっているわけではないのでしょうか。

○教育次長（和泉康子君） そのとおりでございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 平成29年度古平町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第31号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（藤田克禎君） ただいま上程されました議案第31号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由をご説明申し上げます。

職員が再度育児休業することができる特別の事情等を追加する必要があることから提案するわけでございます。

22 ページをごらんください。本条例の改正につきましては、児童福祉法の改正により養子縁組の里親が法定化されたため、里親に関する縁組規定の改正でございます。

それと、育児休業期間の再度の延長ができる特別な事情に、これまで運用により認めていた保育所等における保育所の実施を希望しているが、当面その実施が行われないことを明文化する改正でございます。

また、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 年 4 月 1 日から適用すると
ございます。

なお、説明資料 1 ページから 2 ページ目に新旧対照表がございますが、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由のご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第 31 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 32 号

○議長（逢見輝続君） 日程第 7、議案第 32 号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第 32 号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更してもらう改正でございます。

地方税法施行令の改正により、軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、低所得者層の保険税負担を軽減する改正となっております。

本日お配りしてあります説明資料、右肩に議案第 2 号説明資料と書いてあります 1 枚物の資料をごらんください。一番上に古平町国民健康保険税条例の一部改正要旨と記載されているものがございます。

説明資料上段の表をごらんください。7割軽減においては、改正はございません。5割軽減においては、基準額算定に 26 万 5,000 円掛ける被保険者数の 26 万 5,000 円の部分を 27 万円に改めます。2

割軽減では、48万円掛ける被保険者数となっておりますが、改正後は8万円を49万円に改正するものです。いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることによりまして、5割、2割軽減世帯対象を拡充する内容となっております。なお、これらの改正につきましては、今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。

今回の一部改正による影響額につきましては、説明資料中段より調定額ベースと軽減額ベースでそれぞれで計算した参考値を載せてございます。確定賦課では数値の変更がございましたが、後ほどご参照願いたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第33号及び日程第9 議案第34号

○議長（逢見輝続君） 日程第8、議案第33号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案、日程第9、議案第34号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を一括議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（五十嵐満美君） ただいま一括上程されました議案第33号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第34号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

この2件の条例の一部改正につきましては、別表の番号が違うほかは全く同じ改正内容となっております。改正点としましては、利用者負担額に係る改正でございます。条例上では、利用者負担額を規定しておりますが、保育料のほうがわかりやすいと思いますので、保育料で統一して説明させていただきます。

本日配付しました説明資料をごらんください。4枚物で右肩に議案第33号・34号説明資料と書いてあるものです。

2件の条例のうち特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例につきまし

ては、古平町の子供の保育料を規定している条例でございます。古平町の子供が他の市町村や私立の施設を利用した場合でもこの保育料が適用されます。保育所設置条例のほうは、幼児センターみらいの保育施設としての規定がなされている条例で、施設としての保育料を規定しております。2件の条例ともに国の子ども・子育て支援法と法令に準じて規定しているものでございます。

特定教育・保育施設のほうの条例ですが、別表1に1号認定、別表2に2号認定、別表3に3号認定の保育料を規定しています。保育所設置条例のほうは、別表2に1号認定、別表3に2号認定、別表4に3号認定の保育料を規定しております。別表番号の違いはありますが、階層、金額ともに全く同じ内容で規定されているものでございます。

今回の改正は、保育料金自体ではなく、それぞれの法の備考欄の改正になります。改正点の1点目は2人以上の子がいる多子世帯の保育料の軽減、2点目はひとり親世帯等の要保護世帯の保育料の軽減、3点目は児童福祉法の改正に基づく施設名の変更になります。

2枚目をお開きください。2枚目は、1号認定の表になります。右側は国の法令を表にしたもの、左側の表のうち多子世帯の第1子のピンク色がついているところが条例上の保育料の表となっている部分です。それに備考欄に記入されている内容を表にしまして比較しやすいようにしたものでございます。右側の赤字が国の改正部分で、左側の表、赤色の白抜きになっている部分が古平町の改正部分となっています。第2階層、多子世帯、第2子の欄ごらんください。ゼロ円となっておりますが、国に合わせて無料化とします。続いて、第3階層、要保護世帯の第1子を500円から3,000円とします。同じく第3階層、多子世帯の欄で国は第1子、第2子を減額しておりますけれども、古平町はそれ以上に低い金額の規定になっておりますので、改正はありません。

次のページです。2号認定の表になります。この表と3号認定の表につきましては、長時間保育のうちでも保育短時間という若干短い利用時間も国の条例では規定しておりますけれども、本町では利用がありませんので、省略しております。2号認定につきましても、第2階層、多子世帯、第2子をゼロ円としておりますが、無料とします。第3階層、第4階層のうちの低所得者世帯について、要保護世帯の第1子を国に合わせて6,000円と減額します。

続きまして、最後のページになりますが、3号認定の表になります。3号認定につきましても、2号と同じく第2階層、多子世帯、第2子を無料とします。第3階層と第4階層の低所得者世帯のほうは、要保護世帯の第1子を国に合わせて9,000円と減額します。

次に、右側の国の表の部分になりますけれども、緑色で書かれている字の部分があると思います。細かくて見づらくて申しわけないのですが、緑色の部分、こちらは北海道のモデル事業に係る部分でございます。北海道では、今年度から3歳未満児の第2子以降を無料化とする市町村に対しまして、新たに補助事業を実施しております。無料化した額の半額を道が補助するというものでございます。当町におきましては、子ども・子育て支援に力を注いでいることから、道の設けております所得制限を撤廃し、3歳未満児第1子以降を完全無料化とする改正内容としております。

改正点の3点目としまして、児童福祉法の改正に伴いまして、情緒障害児短期治療施設という名称が児童心理治療施設という名称に変わっておりますが、そちらは事前に配付されております新旧対照表で後ほどごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、国の法令体制が3月1日付で行われましたことと、道の補助要綱の通知が4月に入ってからなされたことによりまして、条例改正案の提案がこの時期となってしまいましたのですが、保護者の負担を軽減するため、議案の附則において4月1日からの適用としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 一般質問で、全ての階層ではないですけども、ここで具体的に言えば第4階層になりますけれども、利用者が負担しやすい利用料を（聴取不能）ために小樽市のような細分化が考えられないかと。そして、煩雑になるのだということ（聴取不能）ということだったのですけれどもこれ見ますと国、道が既に第4階層については二分化して、そして利用者の負担が（聴取不能）ないように、そういう措置がとられているので、今回こういうのが出されたのを契機に第4階層について2つに分けるということは可能だというふうに思った……

○民生課長（五十嵐満美君） 第4階層につきましては、昨年度からこういう形で二分化してといますか、所得を分けて計算する形にはなっております。ただ、国の基準上、第4階層を分けているものではなくて、古平町については国の基準を今までずっと踏襲してきたこともありますし、国がこの第4階層と第5階層に分けて、国は8階層までありますから、9階層までふやすというふうになった場合には考えたいと思いますが、現在のところは考えておりません。

○3番（真貝政昭君） 古平町は、第6階層以上を省略、今の答弁を聞いていますと、第4階層については既に実質二分化されているという（聴取不能）やりとりの中では、具体的に言えば説明資料の赤で塗られたところ、それからピンクで塗られたところ、ピンクのほうを見ているのですけれども、第4階層については7万7,101円未満についてとそれ以上については一緒の保育料金と、そういう受けとめ方をしていたのですけれども、今の説明を聞きますと既に2つに分かれているということであれば納得するのですが……

○民生課長（五十嵐満美君） 済みません。説明が足りませんでした。

保育料の表自体は、先ほども説明しましたようにこのピンク色に塗っている部分が条例にのっている保育料の表になっております。二分化されているといたしますか、2子、3子ですとか要保護世帯のほうを計算する場合に、軽減するために所得を分けております。7万7,101円未満と以上ですとか、5万7,700円以上、未満ですとかというふうに、そこを判断して多子世帯の軽減を行っている内容になっております。今保育料の表自体がこのピンク色の枠で囲われている金額しか載っていないのですが、備考欄のほうについて階層のこれ以上の所得のうち要保護世帯の多子世帯は軽減するよというような非常に複

雑な内容になっています。表にすると、こういうふうに分けられているように見えますけれども、計算上要保護世帯の2子、3子ですとか、要保護世帯になりますと1子もそうなのですが、所得で分けて計算するという形になっております。なので、保育料自体については細分化して規定されているわけではなくて、要保護世帯ですとか多子世帯の計算をする際に所得を見分けるためにこの表にして二分化するように見えておりますけれども、保育料の表自体は二分化されているわけではないです。

○3番（真貝政昭君） 第4階層については、そうであれば二分化することはそんなに煩雑ではないというふうには……

○民生課長（五十嵐満美君） 表にするとすれば、分けて規定するのは難しくないかと思っておりますけれども、あくまでも国の基準を守っていきたくて思っていますので、国が第4階層を第5階層に分けるとかというやり方をした場合には、古平町もそれに沿って改正したいと思っておりますけれども、現段階で国の基準が第4階層を改めて分けて第6階層までにするとかということは今のところ考えておりません。

○5番（寶福勝哉君） 本制度の町民に対しての周知はどのような形で行われますでしょうか。

○民生課長（五十嵐満美君） 現在来所しております、保育料が変わる方については周知いたします4月まで遡及しますので、本来もらっていた保育料を還付するということがありますので、個別に周知する予定でございます。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第33号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第34号 古平町保育所設置条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時57分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第35号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第35号 平成28年度（繰越）古平中学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第35号 平成28年度（繰越）古平中学校校舎外壁改修工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を要する契約は予定価格,000万円以上の工事請負契約とされているため提案するものでございます。

それでは、議決いただく内容をご説明いたします。1、工事名、平成28年度（繰越）古平中学校校舎外壁改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額7,495万2,000円。

4、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町3番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 平成28年度（繰越）古平中学校校舎外壁改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 報告第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。
本案について報告を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

本件につきましては、平成28年度の一般会計に設定しました繰越明許費4件につきまして、別紙のとおり翌年度、29年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第46条第2項の規定により報告するものでございます。146条が繰越明許費の規定です。第2項が議会に報告するという文言が載っております。

ページめくって、32ページです。項目の1点目、個人番号カードの新規発行事業でございます。金額76万5,000円のうち翌年度へ繰り越した金額が26万6,000円でございます。財源としては、国庫補助金、まだ未収入でございますけれども、この部分で26万6,000円ということになってございます。

2点目、経済対策臨時福祉給付金事業ですが、翌年度に繰り越す金額が960万4,000円というものでございます。全額国庫補助金でございます。昨年国の補正予算、2号補正で成立したものに係るものでございます。この事業につきましては、現在執行してございまして、受け付けが今週22日締め切りということで、申請状況としては全体数の9割5分ほど進んでいるということになってございます。

3点目、町道高校通線改良事業でございますが、28年度に盛った予算のうち繰り越す金額が、200万円でございます。工事内容としては、主に階段工の部分でございます。工期が8月末までと聞いてございます。財源内訳としては、地方債が530万円、残る部分が一般財源でございます。

4点目が中学校校舎大規模改修事業でございます。校舎の外壁の改修です。繰り越しの金額が1万6,000円でございます。工期が11月までということになってございます。財源内訳が国庫補助金が2,659万3,000円、国の2号補正で成立しておりますので、町としてもこれにのりました。地方債が5,170万円、残余が一般財源でございます。

以上、繰越明許の報告でございましたが、よろしくご審議の上、決定賜りたいと存じます。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、以上で報告第2号 繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

◎日程第12 同意第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○**財政課長（三浦史洋君）** ただいま上程されました同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、委員3名のうち1名が任期満了を迎えることにより、今回同意を求めるものでございます。

選任すべき委員として、古平郡古平町大字浜町518番地、氏名、堀江昭夫氏、生年月日、昭和24年3月22日生まれ、満68歳でございます。

堀江氏につきましては、これまで初任が3年6月24日でございますので、現在第2期目でございます。続きまして3期目の選任の同意を求めたく提案したものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意願います。

○**議長（逢見輝統君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時04分

再開 午後 1時04分

○**議長（逢見輝統君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（逢見輝統君）** 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第13 同意第3号ないし日程第18 同意第8号

○**議長（逢見輝統君）** 日程第13、同意第3号 古平町農業委員会委員の任命についてから日程第18、同意第8号 古平町農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○**産業課長（宮田誠市君）** ただいま上程されました同意第3号 古平町農業委員会委員の任命についてから同意第8号 古平町農業委員会委員の任命についてまでの以上6件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき農業委員会の委員を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員会委員につきましては、来る7月19日をもって任期が満了となることから、平成27年9月に改正されました農業委員会等に関する法律に基づき、新たな委員といたしまして、いずれも農業に関する見識を有する、同意第3号では古平郡古平町大字浜町70番地の瀧野友和さん、同意第4号では古平郡古平町大字浜町477番地68の土岐篤子さん、同意第5号では古平郡古平町大字浜町585番地の上野裕揮さん、同意第6号では古平郡古平町大字浜町286番地の柴田逸昭さん、同意第7号では古平郡古平町大字浜町234番地の久米田彦二さん、同意第8号では古平郡古平町大字浜町679番地11の金澤順悦さんの以上6名の方々を適任と考え、任命いたしたいと存じます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時09分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから同意第3号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

これから同意第4号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

これから同意第5号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

これから同意第6号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第6号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

これから同意第7号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第7号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

これから同意第8号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、同意第8号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第19 同意第9号

○議長(逢見輝統君) 日程第19、同意第9号 古平町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

(6番 池田範彦君退席)

○議長(逢見輝統君) 本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長(宮田誠市君) 上程されました同意第9号 古平町農業委員会委員の任命について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき農業委員会の委員を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員会委員につきましては、来る7月19日をもって任期が満了となることから、平成27年9月に改正されました農業委員会等に関する法律に基づき、農業に関する見識を有する委員といたしまして古平郡古平町大字浜町字カモイキ099番地の池田範彦さんを適任と考え、任命いたしたいと存じます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(逢見輝統君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時13分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第9号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

（6番 池田範彦君着席）

（2番 堀 清君退席）

再開 午後 1時15分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20 同意第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、同意第10号 古平町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長（宮田誠市君） 上程されました同意第10号 古平町農業委員会委員の任命について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき農業委員会の委員を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員会委員につきましては、来る7月19日をもって任期が満了となることから、平成27年9月に改正されました農業委員会等に関する法律に基づき、農業に関する見識を有する委員といたしまして古平郡古平町大字浜町516番地の堀清さんを適任と考え、任命いたしたいと存じます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時17分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第10号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号 古平町農業委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

（2番 堀 清君着席）

再開 午後 1時18分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第21 平成28年陳情第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第21、平成28年陳情第10号 アイヌ政策に関する取組のお願いについて、総務文教委員長報告を議題といたします。

総務文教常任委員長からお手元に配付のとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本件に関する委員長報告は、会議規則第0条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、平成28年陳情第10号については委員長報告を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。お手元に配付いたしました委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、平成28年陳情第10号 アイヌ政策に関する取組のお願いについては採択することに決定いたしました。

◎日程第22 陳情第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第22、陳情第6号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する陳情を議題といたします。

陳情第6号については、会議規則第1条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第6号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する陳情を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第23 陳情第7号

○議長（逢見輝統君） 日程第23、陳情第7号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める請願を議題といたします。

陳情第7号については、会議規則第1条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第7号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める請願を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制基準の改善を求める請願は採択することに決定いたしました。

◎日程第24 陳情第8号

○議長（逢見輝統君） 日程第24、陳情第8号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願を議題といたします。

陳情第8号については、会議規則第1条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第8号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願を採択すること
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める請願は採択することに決定
いたしました。

◎日程第25 陳情第9号

○議長（逢見輝統君） 日程第25、陳情第9号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、
給付制奨学金制度の確立を求める請願を議題といたします。

陳情第9号については、会議規則第1条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います
が、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第9号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の
確立を求める請願を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める請願は採択することに決定いたしました。

◎日程第26 陳情第10号

○議長（逢見輝統君） 日程第26、陳情第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

陳情第10号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については採択することに決定いたしました。

◎日程第27 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第27、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、工藤議員、真貝議員、寶福議員の4名です。

なお、一般質問は議会運営委員長より報告のとおり一問一答方式で行い、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

それでは、順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 火葬場の整備についてでありますけれども、町長さんには最初の質問となります。よろしくお願います。

火葬場の整備につきましては、ここ数年来当町の懸案事項となっております。昨年古平町の単独事業として進める方向で決定をいたしております。本年度の予算の中で基本設計委託料と130万円ほど予算を計上されておりますけれども、建物の老朽化が進んでおり、床や屋根も相当傷んでおります。当町においては、今年度におきましても多くの事業が予定をされておりますけれども、町民の要望も多く優先順位としては急がれる事業ではないかと考えております。町長さんの考えをお聞かせ願いたいと思

います。

○町長（貞村英之君） 高野議員のご質問にお答えいたします。

火葬場の整備における私の考え方ということでございますが、本町の火葬場は昭和年に建設されたと聞いております。かなり老朽化が進んでおります。これまでも施設全体、火葬場、多分炉なんていうのはかなり維持補修経費かけてきたと思われませんが、それでもまだ維持費かなりかかっていることと思います。これも昨年度建てかえをようやく決定したと聞いております。基本設計については、本年度計上されておりますので、淡々と進めていった場合、来年度の実施設計31年度本工事ということになります。ただ、これは現地建てかえ、現地改築を前提としたものでありますので、仮に移った場合は移転改築となりましたら大幅にずれてくるものと思います。いずれにしても、今年度基本設計を実施して建設場所等と規模、これを決めなかったら前に進みませんので、それが決まって、ある程度素案が、絵ができた段階で皆様にもお示しいたしまして、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高野俊和君） おおむねわかりました。

ただ、今後としまして進める場合の注意点といたしますか、古平町の配慮としましては、近くに高齢者住宅がありますので、その辺との関係をどうするかということが少し問題になろうかと思えます。場所的に遠くするものなのか、それとも仕切りみたいなものをあれるのか、これからの考え方だとありますけれども、その辺の配慮が少し必要かなとも思いますし、それとただいま町長から希望的な面もこれから考えていくということでありましたけれども、できればあの中で軽い昼食程度をとれるような規模でつくっていただければという希望が町民には多いようでありました。その辺も含めまして、高齢者住宅との配慮などについても最後にお聞かせ願いたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 高齢者住宅に対する配慮等のことでございますが、私いた小樽なんていうのはもろに一般住宅から見えるところで、今でこそ温度高いので、ダイオキシン等の問題も出ないので、煙も出ないのですが、余り気にならないのかなと思うところがございますけれども、そういう声があるのであれば、今の現地改築以外にずらした場合、この日程どおりいかなくなりますし、うまくそこにはまるかということも疑問に思えますし、できれば現地改築して見えないようにして、早急に進めてまいりたい。実は、ここの場所に新庁舎も建つものですから、ちょうど本工事重なるものですから、起債の関係考えますと、できればずらしたいなと思っているところがございますが、そこら辺は起債の枠の関係も勘案しながら進めてまいりたいと考えております。

また、小さな昼食等できるところということでございますが、今の現状は寺のほうで食べているとかという話も聞きましたので、基本的に老朽更新でございますので、今の規模ぐらいかなどは思っておりますが、基本設計の段階で面積等に、あと資金等を勘案しながら、そこら辺の検討も進めてまいりたいと考えておりますので、ご了承願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） まず初めに、町長にウニと昆布の養殖施設建設についてという点でお伺いします。

現在円筒かごを利用した養殖を行っており、成功しつつありますが、波が高く漁ができない日が長く続くと品物が供給できなくなります。過去にもそういうことがあり、消費者に大変迷惑をかけたこともありました。外海で漁ができないときでも安定した供給ができる養殖場が必要だと思います。提案なのですが、漁港の浜町寄りの場所に養殖場をつくったらよいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

ウニ、昆布の養殖施設の建設についてでございますが、ご承知のとおりウニの海中養殖実証実験につきましては補助金等を活用して27年度から進められてきておりますが、そこで漁港の浜町寄りの場所に養殖場をつくったらどうかという議員のご提案でございますが、養殖施設の整備につきましては既に平成28年度、去年ですね、農林水産省が10カ年計画で策定した特定漁港漁場整備事業計画書の新設事業として位置づけられておりまして、町といたしましてもこの事業の早期着工をお願いしているところでございます。その中では、ある養殖施設もずらすことも視野に入れておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 実際に古平の海の場合は、ムラサキウニが生息している場所というのはほとんど磯焼けの場所にかなり多いのです。それで、その磯焼けの場所にあるウニを何とか養殖場をつくってその中で育てると。そして、実際にいろんなニュースなど見ますと、内地方面でもやっぱり磯焼けでウニの身が全然入っていないのを、例えば陸上に揚げて海の水と同じような成分で育てるとか、いろんな方法がありますけれども、それでやればお金がたくさんかかるのだらうと。せめて漁港のそばに、例えばテトラなどを利用してつくるのであれば、そんなにお金もかからないのではないかと思いますので、ぜひ町長の新しい仕事としてやっていただきたいと思うのですけれども、再度決意をお願いします。

○町長（貞村英之君） ただいま申し上げましたが、特定漁港漁場の整備計画の中に位置づけられておりまして、移す計画でおります。10カ年計画の中で規模の関係もございまして、今の同規模ぐらいでしたら計画の中に入るのでありますが、ただ大きくするとすると、2倍、3倍にするとなると10カ年ではちょっと追いつかないということもご了承いただきまして、今移すことは移します。ただ、大きく何倍にもするとすると、かなり時間がかかると思いますので、そこら辺のご了承はお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 先日の日曜日、古平でことし初めての漁協祭などを見ますと、コンテナショップ、お客さんが満杯で、さらに表にもずらっと何十人も並ぶような盛況ぶりだったので、やはり古平町もウニの場合は積丹ブランドとして恐らく皆さん地方の方は捉えているのだらうと思うのです。それでぜひこれに力を入れていただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

それから、2問目なのですが、古平川の土砂撤去についてということで、古平川大橋より下流は撤去したので、流れがよくなりました。上流には蛇行部分がまだあります。特にごめっこくらぶが農園をつくっている場所付近に大きな蛇行部分があり、川水が堤防に直接ぶつかり危険です。町民の方々からも指摘がありました。上流で一部撤去はありましたが、今回の場所について町でも現場を見ていただき、

担当の役所に土砂撤去の要望をしてほしいのですが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 古平川の蛇行の危険箇所における北海道に対する要望ということでございますが、古平川は2級河川で管理者は北海道となっておりますので、北海道に確認しないとわからないのですが、確認したところ、蛇行している箇所、このしゅんせつについては工事は行わないということでございますが、蛇行部の右岸における堆積土砂の掘削する工事250メートル程度、これ実施するという事で発注は9月を予定しております。これによって直線的になって、蛇行部に水が余り行かなくなるような格好になりますが、土砂掘削が完了しても、今の河川はそのまま残るので、用地処理が解決した段階で護岸のほうもやるということをお願いしております。本件については、こういう局部改修というのは、一件審査でございませぬので、全体の河川要望の中で要望しておりますので、それにかえて河川要望の中で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今言いました本当の蛇行部分の川水が直接ぶつかる部分は、何か話によりますと護岸整備の予定もあるような話を聞いておりますけれども、そういう予定があるのであれば、何とか一生懸命、それこそ役所をお願いをして、やはり危険な場所ですので、一般の人からも安心できるよと言われるような体制づくりというか、その場所をすっきり直してほしいと思っております。

今回町長も、ここに150メートルほどと書いてありますけれども、これは何か私が言っている場所の上流部分らしいのです。ですから、一番危ないなと思うような場所の護岸工事を早目にやってもらえるように要望していただきたいと思うのですけれども。

○町長（貞村英之君） この150メートルの工事の場所ですが、ここに図面ありますけれども、バイパスカットしますので、大丈夫だと思いますが、いずれにしても残るので、残ったところの護岸の用地買収が複雑になっているということで、護岸工事がスムーズにできないということでございますので、このバイパス化して護岸工事できれば解消されるのではないかと。私専門家ではないのであれですが、北海道の後志振興局の建設管理部のほうではそういう手法で大丈夫ではないかということでございますので、すぐにというわけではございませぬが、順次施工してまいりますので、ご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） このごめっこくらぶというのは、子供たちやその母親、父親、親子連れで集まる場所なので、川水が出ているときは恐らく行かないだろうとは思っておりますけれども、万が一ということがありますので、よろしくお願いいたします。

それから、3点目です。これは、教育長にですけれども、学校給食について。町内には魚や農作物、豚、卵など食材があります。年に何回か地元食材だけで給食を出せないのか。それによって、子供たちも古平の勉強ができると思っておりますので、可能でしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（成田昭彦君） 小中学校の学校給食につきましては、週5回のうち火曜日がパン、木曜日がめん、月水金が米飯給食ということで実施しております。今年度教育委員会の執行方針としても述べさせてもらったのですが、郷土を愛する心を育むことの教育効果が期待されることから、積極的な給食の活用を図り、食育の取り組みを推進していくということで進めております。

今、週3日の米飯については、古平産米のななつぼしを使っております。4件の業者から年間俵

ということで実施しております。それから、副食につきましても町内の魚、野菜は結構、去年ですと35食ほどに使用してございます。ただ、これを一括して古平のもの全部を使ってということは不可能に近いというふうに考えております。うちの栄養士とも話ししまして、そういった中でカロリー計算等しますとなかなか難しいのかなというところでございます。時期的に限定されてくるものもございませぬので、なかなか年間通してということは難しいわけでございますけれども、これからもどんどん、どんどんそういった形ではふやしていきたいと思っておりますけれども、これはそういったことを事前に漁協の生産部のほうとも話したのですけれども、定期的にそういったものを提供できるかということで話したしましたら、例えばサケの切り身です、そういったものを出すということであれば手間暇かかってお歳暮時期になるとそういったものに手が回らないということで受けていますので、そういったことも実施したいのですけれども……

それと、もう一点は、どうしても地元産を出す単価が高くつくというのがネックになります。その辺の解消はできるのかなと思うのですけれども、何としてもそういったもので対応できないということはあるものですから、なかなかそういった一回でやることは難しいけれども、そういった地産地消の意味からもそういったものをふやしていきたいという。昨年5月に子供たちにテノヒラカレイの空揚げを出したのですけれども、ほとんど残食なく返ってきたということもあります。家庭でもそういうのを食べているのかどうか分からない。非常に評判よかったということもありますので、そういったもので対応できるものはどんどん対応していきたいなと思っております。

○9番（工藤澄男君） 米のほうは、前からやっていたというのは聞いておりますし、多少魚とかそういう……ただ私が言いたいのは、別に毎日出すとかというのではなく、例えば季節ごとにとれるものを、古平では今こういうものがとれていますからこうして食べませんかとか、魚はこういうものがとれていますよとか、そういう実際子供たちが自分のところでとれているものも、今スーパーへ行けばいっぱい並んでいるので、古平で何がとれているかもわからないような状態だと思うのです、子供たちも。そしてその給食を、例えば簡単に言えば春夏秋冬のうちに1回ずつでも古平の冬のもの、冬は野菜となったら大変だろうと思うのですけれども、そういうものを食べさせて、そしてこれは今の時期に古平でとれたものだよという勉強といいますか、認識を持たせて、少しでも古平に愛着を持たせるような方法で給食もやってほしいと思うのですけれども、再度お願いします。

○教育長（成田昭彦君） 今小学校では各学年ごとに総合学習の時間に食育授業というのを取り入れまして、その中でそういった説明をしてございます。

それと、毎月給食日より、家庭に配付しているわけでございますけれども、その中に例えば6月であれば6月の古平産は米、タコ、イカ、それから卵を使っていますよという、広報を通じてそういったものの周知等は図ってございます。

以前に堀議員でしたでしょうか、同じななつぼしでもとれた新米を食べさせたらどうだということでもどうしても30俵確保して、それを小樽農協のほうで精米してくるという形になりますので、そういったものもできれば、これが新米の味だよということで取り入れていければいいのかなということで、今センターのほうとはそういった打ち合わせを進めている段階でございます。

いずれにしても、これからもまた地産地消についてはどんどん推進していきたいと考えておりま

す。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） 新町長に対して初めていろんなお考えを聞くことになりますので、よろしくお願いたします。

まず、第1点目に取り上げたのは、今後予想される道政、それから国政選挙の機会について、古平町長としてのかかわり方についてお伺いします。私、選挙については非常におおらかに考えてきた経緯がありまして、道政、国政選挙への町長のかかわりというのは関心を余り持ってこなかったのですけれども、たまたま昨年、特定候補の応援演説に立っている姿を見まして、私は対立する一人の候補の応援をやっているものですから、町民の代表である町長が一人の候補に、特定の候補に肩入れするというのは公平、中立性に欠けるのではないかと。もし応援するのであれば、全ての候補にそれなりの対応をとるべきでないかというふうに思った次第なのです。そういうのはまず不可能でしょうから、そういう立場からするとやはり公平、中立性を保つためには、そういう選挙には町長はかかわらない、これが一番妥当な立場ではないかと思えます。特に町長という立場は、やはり町民の顔としてこれから発言したり行動したりするわけですから、気をつけなければならないということで、そういう意味でお伺いするものです。どうですか。

○町長（貞村英之君） 私の選挙のかかわり、政治姿勢の問題だと思えますが、私の場合、地方公務員法の適用を受けないわけですので、特定の候補を応援するということについての制約はないわけですので。真貝議員が言われるような、特定候補といっても1党1派というような、そんなようなくくりの中で応援をすると、演説するようなことは今のところ考えておりません。

ただ、特定の候補というわけではなくて、目標とするところですか政策、そういうものを総合的に勘案して、私の進むべき方向と一致する、合致するというのであれば、党派がどこであろうとかかわらず応援することもあるのかなど。将来的なことはわかりませんが、そういうことは想定できるのかなとは思いますが、今現在1党1派という、そういうくくりで政策全く関係なく、そういうくくりの中で応援するという気は全くございません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 昨年お見かけしたときは、政権党に属する候補の方でした。町長もご存じのように、政権党の代表がはっきりと、今の憲法を変えるという方針を出されました。我が町の町長と議会はその憲法の中にある地方自治法という法律に基づいてこのような機会を得ているのですけれども、いわゆる戦後の営々と続いてきた平和憲法を守るべき立場の行政の長が公の場で国民に対して憲法を変えると述べたことについて、やはりそれは今までの考え方とは明確に区分して考えるべきでないかと。新町長に求める私の考えは、やはり今の憲法を守るという立場から各候補の政策なり考えを見るべきで、そういう立場から公平性、中立性というのを持つべきではないかというふうに考えているのですけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（貞村英之君） 憲法の話まで飛んでしまったのですけれども、確かに日本国憲法、我々は公務員でありますので、遵守、これは当然のことでございます。ただ、今憲法の趣旨を変えるというのではなくて、今言われていることは今書かれている憲法が今の時代の流れにおいてどのように合ったように

変えなければならないのかという議論をしているのかなと思っているところでございまして、憲法そのものは趣旨は生かしつつ文言の修正だけでおさまるのか、それとも今の実態に合うように改正するのかそこら辺はまだ見えていないわけでございますので、そこら辺は発言は差し控えたいと思いますが、いずれにいたしましても憲法というのは守っていかなければならないということは私の……私といたしますが、地方公務員である以上は原則でございますので、そこら辺のところは守っていきたくて考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 今行政府の長が言っておられるのは、明らかにはっきりと憲法9条についてなのです。肝心かなめのところでほかの条文をちょこちょこと変えるような、そういうものではないと。元の最高裁の長官の言い方をすれば、国民の骨肉となっている、そういう肝心かなめの部分でありますので、そういう視点で私町長に聞いているのです。その点について、再度伺います。

○町長（貞村英之君） ただいま話がずれていったと思うのですけれども、憲法9条の件については、確かに今の改正の仕方、どういうふうになるかわかりませんが、1項、2項生かしたまま3項を加えるという案もありますし、どういうふうになるか全く見えておりませんので、私のコメントを差し控えたいと思いますが、確かに賛否両論あると思います。私の今の立場としては、特別職でありながら公務員でございますので、憲法を守っていくという立場でございますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 次に、特養について伺います。

時系列で申し上げますけれども、私昭和8年に1期目を負託されて議会に参画しているのですけれども、昭和の末、それから平成元年にかけて仁木の長寿園、それから余市のフルーツ・シャトーというのを目の当たりに見まして、町議会も随分と特養実現の声が上がりまして、そして福祉政策の総合的な建設予定地として現在海のまちクリニックがあるあの近辺の土地を3年がかりで購入した経緯があります。

それで、平成5年から9年にわたって町政を担当された方のときに、その当時の町長の言い方を借りると、古平町での特養実現は道のほうはけんもほろろに実現性なしと、そういう対応でした。それで、でき上がったのは地域福祉センターの建物で、その後平成2年に古平町が正式に特養実現の申請を出したのです。今回この一般質問で通告しているように、道の横やりというのがありましたけれども、本当に道の横やりが入りまして、1カ月後にその申請を撤回してでき上がったのが元気プラザということです。流れとしては、余市町のフルーツ・シャトーのように町民の悲願である特養を実現してデイサービスだとかいろんな機能をつけ足していったという流れとは違って、古平町の場合は枝葉のほうから出発していったという流れをとっています。ようやく平成9年を3年目とする計画に前町長がのせて、そして運営に当たられる交渉中の団体の都合で30年から32年ですか、3カ年に計画を移したというそういう流れになっています。

それで、現在北海道で特養のない町は数えるほどになってしまいましたけれども、町民の悲願であるこの特養実現、ちょうど貞村新町長の任期中の計画期間になりますけれども、町長の考えをお聞きする次第です。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の2番目の特養の実現についてという質問にお答えいたします。

この件につきましては、前本間町長から引き継ぎ、強く受けております。聞いていることは、6期の計画で民設民営という形で考えていた。ただ、規模が80床という開設を考えていた。ただ、近年になって大幅な建設コストの高騰、それから慢性的な介護人材が不足している。そういうことで、法人についてもなかなか、法人ですから赤字になるようなことはなかなかできないのかなと思います。そういうことを理由に伝えた計画を先送りしたと聞いております。

ただ、町民の悲願だということは聞いておりますので、私町長になる前に本間町長とこの団体とお会いいたしました。そのときにでも、つぶすわけではなくて、今後も話し合いは進めていこうと。何とか活路を見出せば進めていきたいという法人の意向もございまして、直営でやることはちょっと難しいことではございますので、今後とも規模やそういうのも検討しなければなりません。進めてまいりたいと考えておりますので、皆様方もよろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 次に、診療所運営の財源確保についてお伺いします。

それで、毎年独自の要望交渉で道の担当とお会いしているのですけれども、古平の診療所の場合、道の位置づけきちんとありまして、しかし助成対象にはないということで、一旦この時点でそれがどういふことなのかというのをおさらいしておきたいと思ひまして、質問項目に上げました。

それで、それ以外にそういう対象外であればほかに1億000万を超えるような出費を余儀なくされているわけではございますけれども、財政的にはかなりダメージを与えるような状況に田舎の町の診療所が置かれているわけですので、何とか打開策を考えなければならないという立場に立てば、どういふ方法があるのかと。町なりにその方針を探っているのではないかとお伺いするものです。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の3つ目の質問にお答えいたします。

診療所運営の財源の問題でございますが、この補助制度、国庫補助なのですが、道の会計を通しまして僻地医療の補助金が出るわけではございますが、この補助金の補助対象は直営でやっていることということでございますので、うちのような指定管理者で運営しているところは対象外となるわけではございます。残念ながら、これにかわる補助制度はこれ以外にはございませんので、何らかのもので穴埋めしてうちの一般財源の穴埋めしかないのかなと思っておりますが、交付税でも対象になるものもございまして、交付税といひますか起債ですね、そういうのもございまして、今のところそれに充てておりますが、これは余り経常経費に充てるようなものでは……起債ですから、ものではありませんので、要は赤字地方債ということになりますので、これはなるべく控えたほうがいいと思ひているところでございますが、質問の趣旨はずれましたが、道以外の助成以外に財源があるかと申しますと、これはありませんので、何とか今の経営を立て直して赤字を解消していくということが一番の最善策かなと思ひております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 次に、泊原発について伺ひます。

昨年北海道電力のほうから古平町においては3カ所で現状の説明会というのがありまして、町民の方たちの意見というものを3カ所でそれぞれ聞きまして、その中で今の知事が進める方向、そのグループ

といいますか、そういう選挙にかかわる方でも出席していたのですけれども、その方でさえ原発についても先が見えているので、安全、安心な方向に転換できないかと、そういう意見があったのです。私の立場も再稼働反対で廃炉の方向なのです。それで、再稼働した場合、地震、津波があったときの対策は北電のほうは万全をとっているとかと言いますけれども、さらに問題なのは動かせば動かすほど危ないものが泊にふえていくという問題があります。これを万年単位で管理しなければならないという状況に置かれていること。これが2つ目の大問題であるというふうに思っています。国においても、その道筋が見えないという状況なので、そういうことを考えますと再稼働反対、そして廃炉の方向でという結論に行き着くわけです。

それから、もう一つ、古平町の漁業という立場を考えますと、積丹町議会もそうですけれども、古平町議会もかつて温排水の件について原発の建設に反対決議をしているという経過があります。新町長も漁業振興に力を入れる立場ですし、この間のウニの畜養の視察があったとき、漁業者から温暖化の影響が出ているという状況を考えますと、温排水をさらに出し続けるということは、これは理に反することなので、そういうもろもろのことを考えますと、泊原発については再稼働反対、廃炉の方向でという結論に行き着くのではないかと思うのですけれども、考えをお聞きしたいと思います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の4つ目の質問、泊原発の再稼働についてのご質問でございますが、再稼働の考え方でございますが、原発の政策的には確かに疑問残るところでございますが、既にもう3号機設置されてございます。温排水の漁業への影響という、環境調査やっていて余りないと。小樽でも今火発やっているのですが、火発に対しても温排水は必ず出るものでございますし、伊達でも出ております。そういうことは議論の中に私置いていませんが、原発の再稼働、今積丹半島の西側の地形とかそこから周辺において、原発が稼働した場合のリスクについて、今規制委員会で審査が行われているところでまさにそのさなかでございますし、既に存在している原発の再稼働については、そういうことを考えますと国において規制委員会も通しまして100%安全であるということを確認した上で必要性とか安全性というものをしっかりと国民に説明していただきたいと。国策として実施してきたのですから、その責任を国には果たしていただきたいなと思っております。そういうことで、今まさに稼働するかしないかという議論している中でございますので、この程度の答弁でとどめたいと思います。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 最後に就学援助制度の基準引き上げについて伺います。

昨年国のほうで全国的な調査で行いまして、北海道全道8自治体の状況が公表されました。調べましたら、古平町が今生保基準の1.2倍を基準としてやっておりますけれども、1.2倍を採用しているのが約3割、6割の自治体が1.3倍以上という状況になっております。そういう状況を見ますと、北後志はおくれた状態というふうに見ることができると思います。町長も所属していた小樽市は、1.4倍を採用しておりまして、ことしの5月、町長選挙を終えられた仁木町も今年度が1.3倍を基準とするという方向を決められました。それで、子育てする教育の分野で財政支援、経済的な支援をするという観点から立ちますと、一般的な1.3という基準を古平町もとるべきだというふうに思うのですけれども、その点について伺います。

○教育長（成田昭彦君） ただいまの真貝議員の就学援助制度の基準引き上げについてご答弁申し上げ

ます。

全道自治体の6割以上が1.3ということでございますけれども、全国的に見ますと1が1割、それから1.2が1割強の1.3が3割強、北後志を見ましても確かに仁木町は3に引き上げたということでございますけれども、まずいろいろございまして、この平成26年度に生活保護費算定基準が変わりまして、引き下げになりましたけれども、それ以前の額を使っている町村、それ以後の額を使っている町村で1.2、1.3とかいろいろあります。仁木町の場合は、前のものを使った中で3ということでやってございますけれども、私どもも今こうやって見て2がいいのか1.3がいいのか、まずそういったことではなくて、それに付随する、それはあくまでも生活保護法の第8条だっと思っておりますけれども、それで生活保護費の年齢による最低基準額が決まってくるわけでございますけれども、その中に収入という面もございまして。収入の認定については、そういった児童手当ですとかアルバイト的な収入も収入認定というふうに含まれるということもございまして、それを含まれている町村、含まれていない町村多々ございまして。私、昔担当していたころには、札幌市では自家用車持っていたらそれ100万円収入に上乗せするとか、いろいろなやり方をしております。だから、一概に2、1.3ということではなくて、まずもって経済的な理由によって学校を欠席するとか、そういったものがないから修学旅行に行けない、給食費払えないから学校不登校になる、そういったことがあってはならないという。ですから2の基準、1.3の基準を求めるよりも、そういったものに対していかにするか。例えばそれが2倍の家庭であっても、そのあるじがある日病気で倒れたら、それは収入切れるわけですから、そういったものは援助制度を使って救ってあげなければならない。いずれにしても、義務教育というのはそういったものを経済的なものを勘案した中でやっていかなければならないのかなと思っておりますので、そういった中では毎月定例、校長、教頭ありますけれども、校長のほうにもそういった給食費の滞納はないのか、教材費払えないところはないのか、修学旅行はちゃんとお金払っているのかということ密に連携図りながら進めています。おかげさまでもう何年来、私教育長に就任してから一件も給食費滞納という件はありません。ただ、センターとのやりとりで何か月滞納してきたら何かあるのか、そういった情報の共有という中からそういったものを救っていつている段階で、今の段階ではあいまいにただから1.3に引き上げるというようなことは考えておりません。

○3番（真貝政昭君） 今教育長が言ったことは当たり前のことで、失業した場合だとか経済的に困難なときに救うというのは、これはどこの町村でも同じことで、そういうことを平均的にやられているのを前提にして聞いている話なのです。教育委員会制度も変わりまして、町長と教育長と連携をとって、予算は町長が絶対的に握っているわけですから、よく相談をしていただいて、人並みの状況にしていくべきではないかと、そういうふうに申し上げて質問を終わります。

○議長（逢見輝統君） それでは最後に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 町内の公園についての質問なのですが、一般質問通告書の内容なのですが、提出日から結構日がたつていまして、その後リサーチ、ヒアリング進めて得られた情報を加えての質問とさせていただきます。

町長は、町内の公園の現状というのは見られましたでしょうか29年度の廃止予定になっているいわ公園は別として、他の9カ所の公園を見ると、8カ所の公園の一部の遊具が立入禁止のテープが巻

かれている状態のものが多くて、公園の中でも利用頻度が高いと思われる中島公園は使用不可の遊具はないように見えたのですが、公園を囲う単管柵は曲げられたまま、ブランコの座る台の部分なのですけれども、保護するゴム製のものがはげて、衣類などがすぐひっかかって落ちてしまう危険な状態にあるなど。みなと公園については、2日前の時点で草刈りすらされておられません。みなと公園に関しては、幼児センターの子供たちが散歩に使うようなのですが、センターの先生に聞いてみたのですが、子供たちを早く連れていきたいそうなのですが、草刈りがされていなく危険だということで、今期はまだ連れていくことができていないということでした。昨年以前でも役場のほうに草刈りをお願いとかしているみたいなのですが、契約の条件外なのか、なかなかクイックに対応してくれないという話もしていました。また、まるやま公園、中央に単管などの資材が山積みになっているのです。あれは何なのかよくわからないのですが、そういった公園に関係あるのかないのかわからないものも公園に置かれている状態であります。

29年3月に出されました古平町公共施設等総合管理計画によりますと、公園の管理の基本方針に敷地内にある整備の点検を定期的実施し、破損が見つかった場合には速やかに対策を行い、公園利用者の安全確保に努めるとあります。町内の公園の維持管理の状況、また遊具の入れかえ等の今後の予定を詳しく説明していただきたい。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の公園の遊具等の維持管理の件についてお答えいたします。

まず、公園の維持管理の状況でございますが、見たのかと言われると全ては見ておりません。丸山のほうにある大きい公園1つと漁港の中にあるみなと公園ですか、あと沢江のほうにある公園、3つぐらいしか見てございませんが、確かに公園の維持管理の状況は、9つの公園というのは業者委託、みなと公園は別です。産業課所管で直営ですが、あとのところは維持管理委託しております。柵の設置、撤去草刈り、これ年3回やるそうですが、清掃等、維持管理は全部委託となっておりますが、ご指摘のみなと公園についてはまだ草刈りも行っておりません。先週の土曜日、あそこの販売所で物を買に行ったのですが、見てきたらイタドリの草ぼうぼう、ペンペン草、セイヨウタンポポ、犬が走りまわっておりまして、子供もいましたけれども、全く遊べないような状況で、管理はしていなかったと。ただ、あそこちょうど販売所の前ですから、場所的に離れているのです。残念だなと思ったのが、赤井川見たらわかるのですが、道の駅見たら子供が遊べる場所があると家族が集まるのです。だから、ああいう公園というのはなるべくそういうものに隣接して設置して整備すれば家族も集まってくると思うので、ちょっと残念だなと思ったという印象がございます。

その後、遊具の入れかえの件も質問されていたと思うのですが、遊具の件につきましては札幌で鉄棒が落ちて事故が起きたということのをきっかけにいろいろ点検していると思いますが、本町においても大体古く昭和49年から56年に供用開始した公園が多くて、大体40年ぐらい経過していて、遊具は維持管理しなければ当然経年劣化してひどい状況にあると思います。そのまま放置していくと、とんでもない事故につながるということもございますので、5月にうちの職員が遊具点検して使用禁止としたところがございます。事故関係ありますので、遊具は早い時期に撤去するよう準備進めておりますが、今後どうするかと、遊具撤去して広場だけにするのかというわけにもいきませんので、公園についてはどのぐらいの需要があるかも勘案しながら、整備は計画つくって着手してまいりたいと考えておりますの

で、どのような遊具が必要か、費用も整理して今後対策を進めてまいりたいと思いますので、そこら辺のところは少しお待ちいただければと思います。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 維持管理の点からなのですけれども、ことしの5月、きよおか公園において児童が滑り台で使用中にけがをしたという話は耳に入っていますでしょうか。それで、憶測なのですけれども、冬場の雪をためて、その雪を割るときに重機でひっかけて破損したまま雪囲いを外して、委託している業者がそれに気づかないで、そういうずさんといえますか、そういった結果だとは思いますが、けれども、児童のほうもけがの程度、ひっかけた程度だったので、軽いということですし、担当課長さんのほうもすぐ親御さんに謝罪してもらったようで事なきを得られているのですけれども、けがの程度が大きい小さいではなくて、そういう管理の問題は非常に大きい問題だとは思いますが、その辺どのような対策を練られますでしょうか。

○町長（貞村英之君） きよおか公園の件は聞いております。大事に至らなかったということですが、もしかこれが大事だったらとんでもない大事件になるわけですが、子供の大けがなくてよかったというのは幸いだなと思っておりますが、そういうことのないよう維持管理については要所所で春なり夏、秋、点検してまいりたいと思っておりますし、危ないところがあればすぐさま直す、もしくは撤去するなどの対策を講じてまいりたいと考えておりますので、その辺を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 現状、子を持つ親として古平の公園で子供たちに遊んでおいでと素直に勧められないというのが結構多いと思いますので、本当に早急に子供を初め町民が安心して遊んで憩える公園の再構築というのを進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは、以上をもって一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時37分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま意見案第4号から第9号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号から第9号までの意見書を日程に追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 意見案第4号

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第1、意見案第4号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第4号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第5号

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第2、意見案第5号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第5号 「新たな高校教育に関する指針」の見直しに関する意見書を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第6号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第3、意見案第6号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第6号 特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制基準の改善を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 意見案第7号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第4、意見案第7号 「国の責任による5人以下学級の前進」を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないので、討論を終わります。

これから意見案第7号 「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第8号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第5、意見案第8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないので、討論を終わります。

これから意見案第8号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 意見案第9号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第6、意見案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから意見案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第28、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第29、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第30、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第4条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第32 議員の派遣について

○議長（逢見輝統君） 日程第32、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則125条第2項の規定によって、お手元にお配りしました議員派遣の件についてお諮りいたします。配付資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(逢見輝統君) これにて本日の会議を閉じます。

平成 29 年第 2 回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時47分

上記会議の経過は、書記
とを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違ないこ

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員